

№	カテゴリー	Q	A
1	適用制限	同一年度に補助金区分AとBの両方を申請することは可能か。	1年度につき1つの区分のみ申請可能である。同一年度にAとBの両方に申請することはできない。
2	適用制限	なぜ受給制限期間を設けるのか。	一定期間内に幅広い町会に補助金をご利用いただくため、同様の補助金制度を設けている他自治体の運用も踏まえ、受給制限期間を設けるものです。
3	適用制限	神輿の修繕にかかる補助金を受給して、10年以内に山車の再修繕が必要になったら補助金は申請できるのか。	受給制限は補助金の区分ごとに適用されるため、対象品目が異なる場合も10年間対象外となる。 ※前回の受給額が上限の50万円を下回っていても受給の翌年度から10年間対象外となります。
4	適用制限	補助金区分Aを受給した翌年に、区分Bを申請することは可能か。	補助金の区分が異なるため、申請可能です。
5	対象	神社と共同利用の神輿は対象か。	所有・管理主体に神社が入っている場合は対象外である。
6	対象	神社名の入った物品は対象か。	対象外である。 宗教団体名が明示されておらず、又は宗教団体の所有若しくは管理するものではない必要がある
7	対象	神輿庫等、祭礼物品の保管場所の整備・修繕は対象か。	本補助金は祭礼道具(山車・神輿)そのものを対象としているため、神輿庫等の施設整備・修繕は対象外である。
8	対象	祭礼道具の付属品のみ(提灯など)の修繕も対象か。	祭礼道具に付随する部材であれば対象となる場合がある。 詳細はコミュニティ総務課へご相談を。
9	対象	山車・神輿に「付随する部材」とはどのようなものか。	山車・神輿の保管又は運行に直接必要であり、かつ伝統行事の本番で使用されるものを想定している。 例えば、運行や担ぎ手による巡行に不可欠な部材は対象となり得る。一方で、保存箱、保管ケース、保護カバーなど、保管を目的としたものや、本番で直接使用しないものは対象外である。
10	対象	町会所有の証明は必要か。	証明書類は不要である。申請・誓約に基づき、審査の中で所有・管理状況を確認する。
11	対象	個人所有の物品は対象外か。	原則として、個人の所有となる物品は補助対象外である。 ただし、手ぬぐい等の配布を前提とした物品については、配付数や配付先を適切に把握・管理できる場合に限り、補助対象とする。
12	対象	町会が使用する宮神輿は対象か。	宮神輿は宗教団体が所有し、又は実質的に管理するものに該当するため対象外となります。
13	対象	山車や神輿の修理であれば、全て補助対象となるか。	必ずしも全てが対象となるわけではない。 本補助金は、経年劣化等を原因とする修理・新調を対象としている。このため、経年劣化等を原因とする修理・新調とは認められないものは、審査の結果、補助対象外となる場合がある。
14	対象	山車と神輿を同時に修繕しようと思うが、合算して申請することは可能か。	補助金の対象は1団体あたり1品目となるため、合算しての申請はできません。山車、神輿のどちらかに対して申請してください。
15	対象	キャラクターを入れた半纏や手ぬぐいは補助対象となるか。	祭礼文化の継承に必要なものと認められる場合を除き、原則として対象外である。 本補助金は、地域で継承されてきた祭礼文化の保存・継承を目的としており、祭礼文化との関連性や継承上の必要性が認められる物品を対象としている。そのため、キャラクターが入っていることのみをもって対象外となるものではないが、祭礼文化の継承との関係が薄い広報・PR等を主な目的とする半纏・手ぬぐい等は補助対象外となる。
16	制度趣旨	なぜこの制度を創設したのか。	祭礼文化の文化的価値と地域コミュニティへの寄与を踏まえ、祭礼文化継承支援の第一歩として創設した。
17	制度趣旨	今後制度改正はあり得るか。	運用状況や町会の声を踏まえて見直す可能性がある。
18	審査	申請すれば必ず採択されるか。	必ず採択されるものではない。 申請額の合計が予算額を超えた場合は、審査基準に基づき採択事業を決定する。
19	審査	何を重視して審査するのか。	歴史的経緯、活用状況、今後の活用予定等を確認する。
20	審査	大規模町会が有利か。	町会規模ではなく事業内容や効果を審査する。
21	審査	歴史ある町会が有利か。	歴史だけでなく活用状況や将来の活用も含めて判断する。
22	審査	外部有識者とは誰か。	区が委嘱する専門的知見を有する有識者を予定している。

№	カテゴリー	Q	A
23	審査	審査結果の理由は教えてもらえるか。	結果の理由を可能な範囲でお伝えするとともに、不採択の場合は次年度以降の申請に向けた相談に応じる。
24	将来展望	今後補助以外の支援はあるか。	調査研究を通じて今後の支援策を幅広く検討していく。
25	手続	事前確認後に発注してよいのか。	可能だが、採択を保証するものではない。なお、見積書の発行は本申請日から3か月以内の物を有効とする。
26	手続	採択見込みは事前に分かるか。	正式な審査前に採択・不採択の見込みを伝えることはできない。
27	手続	修繕が年度内に終わらない場合は。	令和9年3月31日までの支払いが必要である。発注後に年度内の完了が不可能となった場合は補助金の申請及び採択は無効となる。この場合、原則として翌年度の再申請もできない。
28	公平性	今回不採択となった場合、翌年度の申請において配慮してほしい。	前年度に不採択となった団体については、翌年度の審査において一定の加点を行う仕組みを設ける予定である。
29	公平性	区分Bは申請が集中することが想定されるため、抽選方式としてはどうか。	公平性を確保するため審査を実施したうえで、同点の団体が採択ライン上に複数ある場合には、抽選により決定する。
30	公平性	審査基準を事前に明らかにしてほしい。	審査の視点や配点を記載した審査基準表をあらかじめ公表する。
31	手続き	同じ物品について本年度落選したした場合、次年度は申請内容が引き継がれるか。	同一案件について次年度に再申請することはできない。(すでに修繕等が完了しているため) 次年度に、別の案件で申請いただくことは可能である。
32	手続き	さかのぼりはできないか(昨年修繕した)。	過去の修繕や、事前確認時点ですでに発注済の案件は対象外。事前確認が完了してから初めて発注が可能となる。
33	手続き	祭礼道具と祭礼衣装は同時申請可能か。	申請は、1年度あたり、1団体1区分1品目となる。同一年度中の申請はできない。
34	その他	このスケジュールでは修繕や調達が間に合わない。	制度開始初年度であるため、限られたスケジュールでの実施となるが、区としても課題は認識している。そのため、事前確認期間を設けるなど、可能な限り申請しやすい運用を行う。 また、制度開始後は運用状況や町会のご意見を踏まえ、翌年度以降のスケジュールや制度内容についても検証・改善を行っていく。
35	その他	小規模な町会なので申請書類を作成する余力がない。	区としても、町会の事務負担は課題と認識している。申請書類の作成に当たっては、担当職員が相談に応じるほか、記載例等も用意し、円滑に申請できるよう支援する。
36	その他	電飾やLED照明の設置は対象か。	整備の一環として実施する場合は(神輿・山車の運行における安全性向上や既存設備の更新等)、内容に応じて対象となる場合がある。ただし、新調・修繕と直接関係のない演出目的の装飾や機能追加のみを目的とする場合は、対象外となる場合がある。個別の内容に応じて判断する。
37	その他	神輿の洗浄・クリーニングは対象か。	原則、整備・修繕に直接該当しないため、補助対象外。ただし、神輿や山車の修繕に伴い必要となる洗浄等については、個別判断となる。
38	その他	神輿の処分・設置・運搬費は対象か。	対象備品の新調・修繕・購入に伴う対象備品の「運搬費」は補助対象となる。処分や設置は対象外であり、また、新調・修繕・購入を伴わない運搬費のみの申請は対象外である。
39	その他	神輿の保険料は対象か。	対象外
40	その他	町会が所有・維持管理していれば対象か。	他団体に貸す等、町会が使用する祭礼物品に限る。
41	その他	備品を複数の団体に利用している場合は対象か。	複数の町会が共同で所有・管理する祭礼物品については、代表となる1町会が申請が可能である。ただし、補助を受けた祭礼物品については、補助金交付後10年間は、代表町会を変更した場合も含め、同一物品での再度申請はできない。